

おくやみハンドブック―ご遺族の方へ―

上尾市



ご遺族の方へ

ご親族のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。

上尾市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

上尾市役所 048-775-5111 (代表)

もくじ

チェックシート(葬儀当日までに準備すること)	P2
フロアマップ	P3
ご遺族の1年間の手続き	P4
1. 死亡届について	P5
2. 障害福祉の手続きについて	P9
3. 年金の手続きについて	P10
4. 介護保険について	P10
5. 上尾市国民健康保険・後期高齢者医療制度について	P11
6. 亡くなられた方に児童がいる場合又は児童が亡くなられた場合	P12
7. 税の手続きについて	P13
8. その他の手続きについて	P15
9. お住まいが空き家になってしまった場合	P17
10. 外国籍の方の届出について	P18
11. その他の主な手続き/チェックリスト	P19

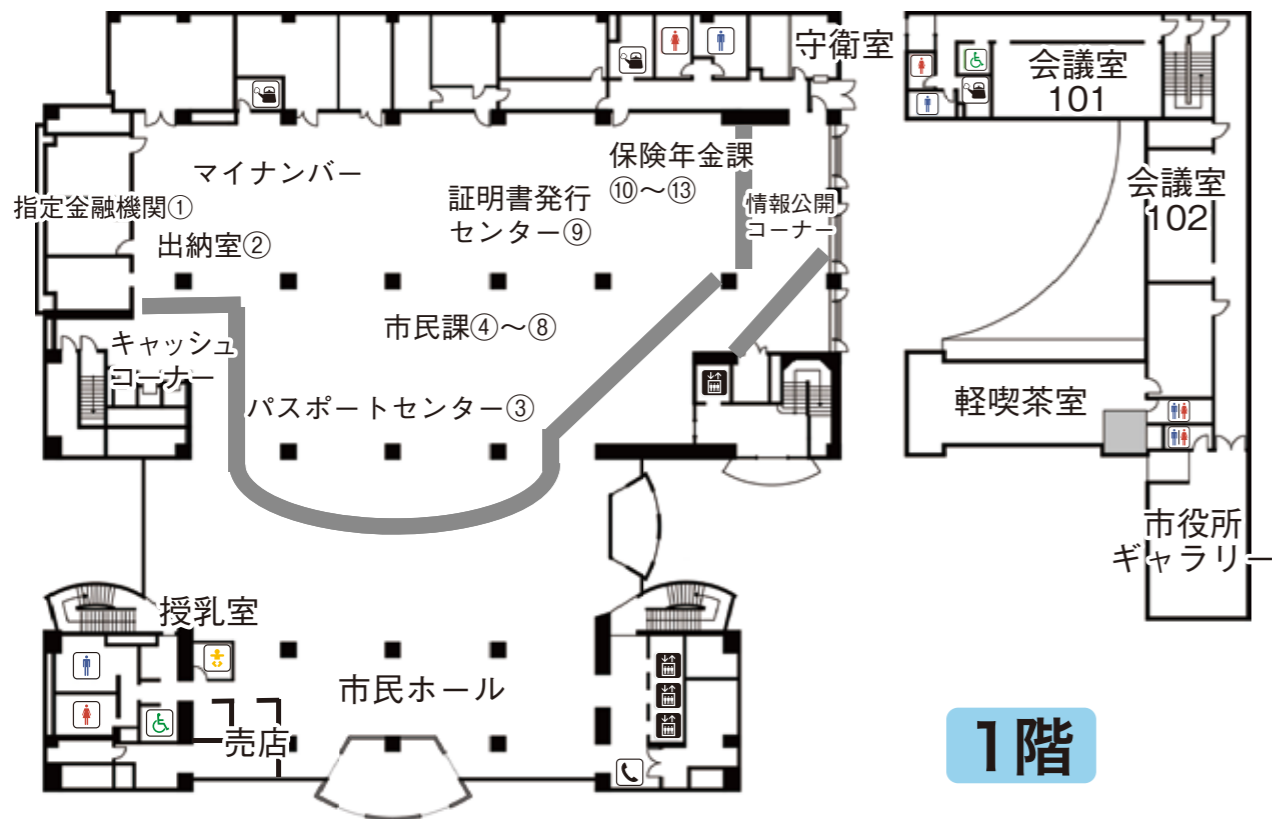
チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

	該当	確認事項	担当課	該当ページ
住民票	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方(故人を含めない)が2名以上でしたか?	市民課(1階6番)	p.6
	<input type="checkbox"/>	外国籍でしたか?		p.18
障害福祉	<input type="checkbox"/>	障害者手帳をお持ちでしたか?	障害福祉課(2階4番)	p.9
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給又は、加入していましたか?	保険年金課(1階13番)	p.10
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方でしたか?	高齢介護課(2階6番)	p.10
	<input type="checkbox"/>	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?		
健康保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していましたか?	保険年金課(1階11番)	p.11
	<input type="checkbox"/>	75歳以上の方でしたか?	保険年金課(1階12番)	
子育て	<input type="checkbox"/>	子ども医療費またはひとり親家庭等医療費助成の医療証をお持ちでしたか?	子ども支援課(5階)	p.12
	<input type="checkbox"/>	児童手当・児童扶養手当を受けているご家庭でしたか?		
税金	<input type="checkbox"/>	市・県民税の課税がされていますか?	市民税課(2階2番)	p.13
	<input type="checkbox"/>	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?		p.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産税の課税の手続きが必要ですか?	資産税課(2階7番)	p.13
	<input type="checkbox"/>	市税・国民健康保険税の納税がされていますか?	納税課(2階1番)	p.14
その他	<input type="checkbox"/>	農地の所有者でしたか?	農業委員会(5階)	p.15
	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主でしたか?	生活環境課(5階)	p.15
	<input type="checkbox"/>	水道(下水道)の使用者でしたか?	業務課	p.16
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の遺品などを処分するとき	西貝塚環境センター	p.16
	<input type="checkbox"/>	ふれあい収集を利用していましたか?		
<input type="checkbox"/>	会社員でしたか?		p.19	
<input type="checkbox"/>	個人事業主でしたか?		p.20	

フロアマップ



1階



2階

ご遺族の1年間の手続き

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3 カ 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 (23 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 (21 ページ参照) ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	
4 カ 月 以 内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (22 ページ参照)
10 カ 月 以 内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (21 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (22 ページ参照)
一 年 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

上尾市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ〉必要な手続きの詳細について

1. 死亡届について

7日以内

死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・後见人・保佐人・補助人及び任意後見受任者
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)
(任意後見受任者が届出をする場合、登記事項証明書または任意後見契約に係る公正証書の謄本が必要です)
(死後事務委任契約の受任者は届出人にはなれません)

必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるものの原本)1通

上尾市に届出を提出する場合は

【平日(8:30～17:00)】

市役所本庁舎1階市民課4番窓口

【夜間及び休日】

市役所本庁舎1階東側夜間休日窓口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土・日曜日、祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合 → おおむね 7日
- ・本籍地以外に届出をした場合 → おおむね 10日～14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍証明書(戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍)が必要となる場合があります。

世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方(故人を含めない)が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方
- ・必要なもの……届出人の本人確認書類

※その他、各種カード(マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑登録証(カード)等)の返還については必須ではありません。

相続手続き等でマイナンバーが必要となることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

死亡届については、市民課 戸籍担当(1階4番窓口)

電話番号 048-775-5129

世帯主変更届については、市民課 記録担当(1階6番窓口)

電話番号 048-782-8790

亡くなられた方の住民票除票、戸籍（戸籍（除籍）謄本・原戸籍）、戸籍の附票、税証明書等（以下住民票除票等）の請求について

1. 申請者が相続人であることが分かる戸籍が必要です。本籍地にお問い合わせください。

※ 上尾市に本籍があり、相続人であることが分かれば不要です。

例 1) 亡くなった父の住民票除票等を子が申請する場合

・自身の戸籍

例 2) 亡くなった人の住民票除票等を兄弟が申請する場合

・亡くなった人の出生から死亡までの連続した戸籍

・亡くなった人の両親の戸籍

・自身の戸籍

※ その他、様々なケースがありますのでお問い合わせください。

2. 亡くなられた人の個人番号入りの住民票、印鑑証明書は、発行することができません。

3. 証明書発行センターまたは各支所・出張所の窓口で(1)、(2)の書類をご持参いただき申請してください。なお、代理人に依頼する場合は委任状が必要となります。

(1) 本人確認書類

1点でよいもの
運転免許証
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
パスポート
住民基本台帳カード（顔写真付き）
マイナンバーカード（個人番号カード）
在留カード
特別永住者証明書
その他官公署が発行した、顔写真付きの免許証・許可証・資格証又は身分証明書など

2点以上必要なもの

(Aの書類を2点、もしくはAの種類を1点+BかCの書類を1点
※戸籍関係の証明書には、Cの書類は使用できません)

A	健康保険証
	介護保険証
	後期高齢者医療被保険者証
	年金手帳
	年金証書
	住民基本台帳カード（顔写真なし） など
B	法人が発行した身分証、学生証（顔写真のあるもの）
C	銀行の預金通帳、キャッシュカード
	クレジットカード
	病院の診察券など

(2) 申請者が相続人であることが分かる戸籍

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

証明書発行センター（1階9番窓口）

電話番号 048-783-4940

ホームページ <https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki.s54800/>

2. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が、障害福祉サービスを利用していた場合、障害者を対象とした医療費や手当を受給されていた場合は、下記の手続きを速やかに行っていただきますようお願いいたします。

手続きが必要な場合	手続き内容	手続きに必要なもの
身体障害者手帳を所有していた・療育手帳を所有していた方	手帳の返還手続き	身体障害者手帳または療育手帳 亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの※ ※マイナンバーカードや通知カード等。住民票の除票には亡くなられた方のマイナンバーは記載できません。マイナンバーがわかるものが無い場合はご相談ください。
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置による福祉手当または重度心身障害福祉手当・特別児童扶養手当を受給していた	手当の喪失手続き	相続人の金融機関振込先口座がわかるもの(通帳など)
自動車燃料費の補助を受けていた	受給資格の喪失及び相続人の登録手続き	相続人の金融機関振込先口座がわかるもの(通帳など)
タクシー券の補助を受けていた	受給資格の喪失手続き	タクシー券
重度心身障害の医療費助成を受けていた	受給資格の喪失及び相続人の登録手続き	重度心身障害者医療費受給資格証 相続人の金融機関振込先口座がわかるもの(通帳など)
精神障害者保健福祉手帳を所有していた	手帳の返還手続き	精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療(精神通院医療)の受給者証を所有していた	受給者証の返還手続き	自立支援医療(精神通院医療)受給者証
自立支援医療(更生医療)の受給者証を所有していた	受給者証の返還手続き	自立支援医療(更生医療)受給者証
障害福祉サービスを利用していた	受給者証の返還手続き	該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証 地域生活支援事業受給者証 障害児(者)生活サポート事業登録利用者票

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

障害福祉課(2階4番窓口)
電話番号 048-775-5122(地域支援担当)
048-775-5123(障害者医療・手当担当)
048-775-5315(管理担当)

3. 年金の手続きについて

◇年金受給者が死亡したとき

年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◇国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が死亡したとき

死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

保険年金課 年金担当(1階13番窓口)
電話番号 048-775-5137

厚生年金、共済年金にご加入中の方や年金受給中の方は、
下記または各共済組合にお問い合わせください。

大宮年金事務所
電話番号 048-652-3399

4. 介護保険について

上尾市の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続き等が必要な場合がありますので、相続権のある方の印鑑、口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢介護課 保険料担当(2階6番窓口)
電話番号 048-775-5127

5. 上尾市国民健康保険・後期高齢者医療制度について

◇被保険者証の返却等

「上尾市の国民健康保険に加入していた方」及び「後期高齢者医療保険制度に加入し、埼玉県広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなったときは、被保険者証等をご返却ください。また、保険料・税の精算の手続き等が必要な場合がありますので、来庁する人の本人確認書類と印鑑をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国民健康保険加入者は、保険年金課 資格・課税担当(1階11番窓口)

電話番号 048-782-6471

後期高齢者医療保険加入者は、保険年金課 高齢者医療担当(1階12番窓口)

電話番号 048-775-5125

◇葬祭費の支給

「上尾市の国民健康保険に加入していた方」及び「後期高齢者医療保険制度に加入し、埼玉県広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなったときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。申請には以下の書類が必要となります。

1. 亡くなった方の保険証(既に返還された場合は不要です。)
2. 葬祭を行ったこと及び葬祭を行った方が確認できるもの(会葬礼状または葬祭費用の領収書等)
3. 申請者(葬祭を行った方)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国民健康保険加入者は、保険年金課 給付担当(1階11番窓口)

電話番号 048-782-6481

後期高齢者医療保険加入者は、保険年金課 高齢者医療担当(1階12番窓口)

電話番号 048-775-5125

6. 亡くなられた方に児童がいる場合又は児童が亡くなられた場合

18歳以下のお子様を養育されている方が亡くなられたとき、18歳以下の児童が亡くなられたときには下記の手続きが必要な場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

手続き	手続きに必要なもの	期間
児童手当の受給者が亡くなられた	新たに監護する方の健康保険証、通帳、マイナンバーがわかるもの* 本人確認書類 *マイナンバーカードや通知カード等。住民票の除票には亡くなられた方のマイナンバーは記載できません。マイナンバーがわかるものが無い場合はご相談ください。	15日以内
児童手当対象の児童が亡くなられた	届出人の本人確認書類	
こども医療費の受給者(保護者)が亡くなられた	こども医療費受給資格証、届出人の本人確認書類、新たに受給者となる方の通帳、児童の健康保険証	
こども医療費対象の児童が亡くなられた	こども医療費受給資格証	
児童扶養手当の受給者が亡くなられた	受給者により必要なものが異なります。お電話でお問い合わせください。	15日以内
児童扶養手当支給対象児童が亡くなられた	証書、受給者の本人確認書類	
ひとり親家庭等医療費の受給者(保護者)が亡くなられた	受給者により必要なものが異なります。お電話でお問い合わせください。	
ひとり親家庭等医療費対象の児童が亡くなられた	ひとり親家庭等医療費受給者証	
18歳以下の児童を養育されている方が亡くなられた	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受けられる可能性がありますので、お電話でお問い合わせください。	

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

子ども支援課(5階)

電話番号 048-775-6819

048-775-5120

亡くなられた方に保育園や幼稚園等に在園中の児童がいる場合は、ケースにより必要な手続きが異なりますので、下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

保育課(5階)

電話番号 048-775-5121

7. 税の手続きについて

◇ 市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、住民税が課税され相続人に納税義務が継承されます。その場合、相続人指定届出書の提出が必要な場合があります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ

市民税課 住民税普通徴収担当(2階2番窓口)
電話番号 048-775-5131

所得税・相続税についてのお問い合わせ

上尾税務署
電話番号 048-770-1800

◇ 固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります(地方税法第9条)。亡くなられた方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届出書兼現所有者申告書の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届出が不要な場合もあります。

また、相続登記は法務局での手続きが必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

資産税課(2階7番窓口)
電話番号 048-775-5133
048-775-5134

相続登記についてのお問い合わせ

さいたま地方法務局上尾出張所
電話番号 048-771-0239

◇ 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有している方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー

市民税課 諸税担当(2階2番窓口)
電話番号 048-775-5130

125ccを超えるオートバイ

関東運輸局埼玉運輸支局
電話番号 050-5540-2026

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会埼玉事務所
電話番号 050-3816-3110

◇ 市税・国民健康保険税の納税がすんでいない

亡くなられた方の市税および国民健康保険税の納税がすんでいない場合は、下記の手続きが必要な場合があります。

手続きが必要な場合	手続き内容	手続きの必要なもの
市税・国民健康保険税の納税がすんでいない	納付方法の相談 納付状況の確認	来庁者の本人確認書類、亡くなられた方との関係がわかるもの(戸籍謄本など)ケースにより必要なものが異なります。お電話等でお問い合わせください。
市税・国民健康保険税を口座振替により納税していた	納付方法の変更	新たに申込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印、キャッシュカード

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

納税課(2階1番窓口)
電話番号 048-775-5194

8. その他の手続きについて

◇農地の所有者が死亡したとき

農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要です。手続きの詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農業委員会事務局(5階)
電話番号 048-775-9694

◇犬の飼い主が死亡したとき

飼い主の変更手続きが必要です。手続きの詳細については、生活環境課へお問い合わせください。

◇浄化槽管理者が死亡したとき

浄化槽管理者の変更手続きが必要です。手続きの詳細については、生活環境課へお問い合わせください。

◇し尿汲取り料金の名義人等が死亡したとき

人数や名義人が変更になった場合は手続きが必要です。手続きの詳細については、生活環境課へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

生活環境課(5階)
電話番号 048-775-6940

◇水道・下水道

下記の方が亡くなられたときは、ケースによりお届けに必要な手続きが異なりますので、すみやかに業務課へお問い合わせください。

- ・水道(下水道)の使用者・所有者、口座名義人
- ・井戸水を公共下水道に流している方
- ・下水道事業受益者負担金を納付中の方、または猶予中の方
- ・水洗便所改造資金貸付金を償還している、または申請中の方

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

業務課
電話番号 048-775-5161

◇遺族が亡くなられた方の遺品などを処分するとき

法律上、遺品整理業者は遺品整理後のごみの運び出しや処分を請け負えません。ごみの処分は、相続人が行うか、有料になりますが上尾市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼(契約)してください。なお、相続人がごみを西貝塚環境センターに直接持ち込む場合、受付窓口にて「運転免許証など」と共に相続関係がわかる「戸籍謄本など」、ごみの発生場所がわかる「公共料金の領収書など」の提示が必要となります。

◇亡くなられた方がふれあい収集を利用していた

利用の取消しが必要です。すみやかに西貝塚環境センターへお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

西貝塚環境センター
電話番号 048-781-9141

9. お住まいが空き家になってしまった場合

◇適切な管理

周辺の生活環境に影響を及ぼさないようご配慮ください。

確認すること(1カ月に1回程度)	
雑草・植木	こまめに剪定する。防草シートを設置する。
建物の損傷	瓦のがたつき、外壁・戸袋のはがれ等がないか。
害虫の有無	ハチやチャドクガの駆除。
害獣の有無	ハクビシンやアライグマ、ムクドリ等が住み着かないようにする。
ごみの有無	生活ごみやガスボンベ等は撤去する。不法投棄を防ぐ。

◇利活用の検討

空き家となられた場合でも、「相続登記」は確実に行ってください。

「上尾市空き家バンク」では、中古として流通可能な物件について、ホームページや広報等へ掲載し、空き家利用希望者とのマッチングを行っておりますので、ぜひご利用ください。

◇相続した空き家の譲渡所得に係る特別控除

空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震リフォーム又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます。

(譲渡日の期限)相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までかつ特例の適用期限である2023年12月31日までであること。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

交通防犯課 防犯・空き家対策担当(4階)
電話番号 048-775-5138

10. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなったとき

外国籍の方が亡くなったときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、必要書類を添付して東京出入国在留管理局さいたま出張所に直接返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】(おだいば分室)にお送りください。なお、返納の際の必要書類は東京出入国在留管理局さいたま出張所へお問い合わせください。

直接返納先

東京出入国在留管理局 さいたま出張所

〒338-0002

埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1F

電話番号 048-851-9671(9:00~17:00 土・日曜日、祝日を除く)

※新型コロナウイルス感染予防のため当面の間、窓口受付は9:00~15:00までとされています。

郵送先

〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局在留管理情報部門 おだいば分室 宛

◇亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなった方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

電話番号 0570-011-000

11. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求		2年以内
遺族厚生年金の請求	5年以内	厚生年金、共済年金にご加入中の方は、お近くの年金事務所または共済組合にお問い合わせください。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

税務署及び県税事務所に届出が必要です。詳細については各機関にお問い合わせください。

上尾税務署
電話番号 048-770-1800

上尾県税事務所
電話番号 048-772-7144

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 改装許可申請書の準備

現在埋葬されている墓地の管理者から、改葬許可申請書に署名、捺印をしてもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書
提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。
※提出書類については、市区町村により異なる場合がありますので、お問い合わせのうえ、手続きを行ってください。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

任職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

〈お問い合わせ〉
上尾市生活環境課
☎:048-775-6940

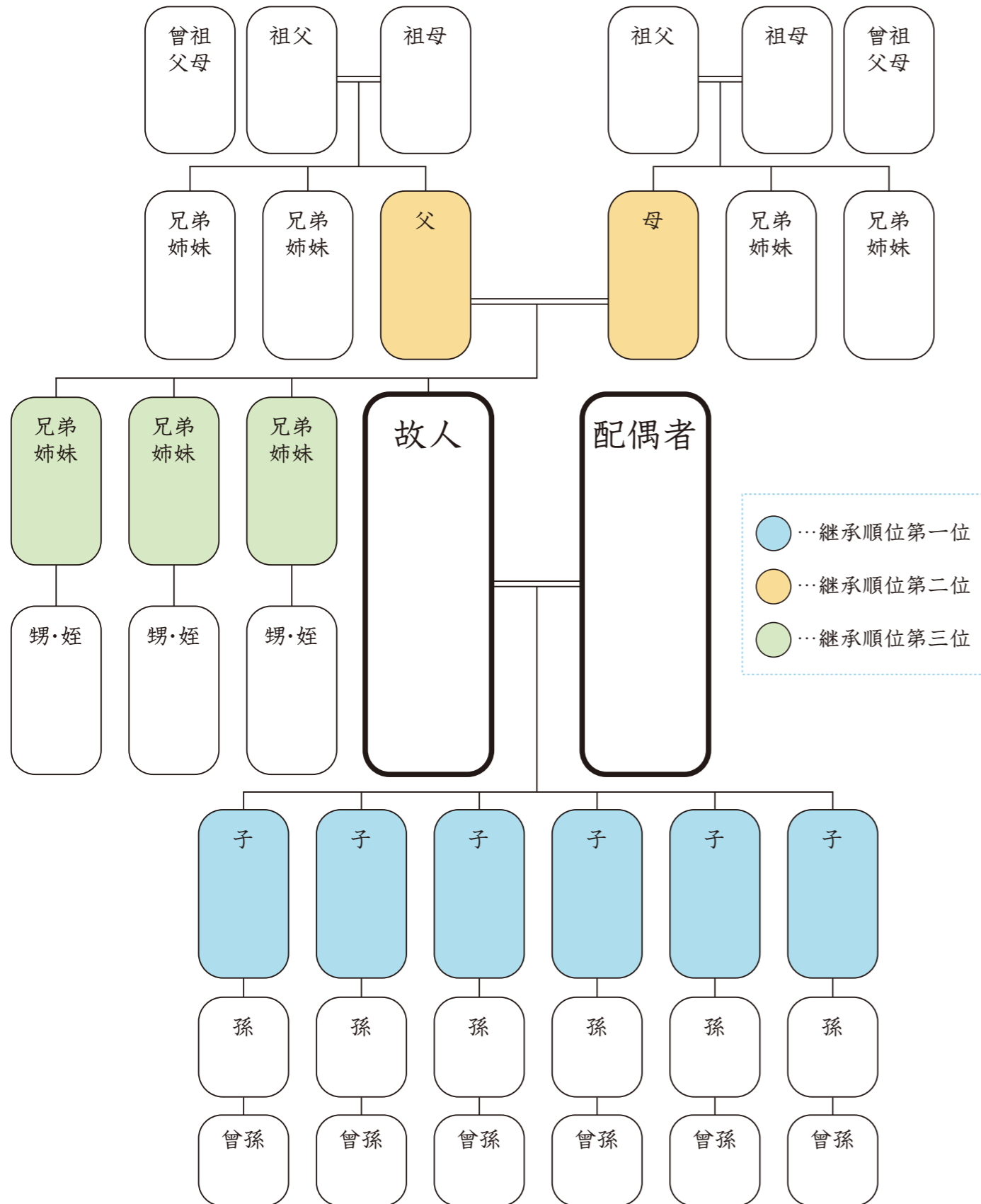
MEMO

◇ その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。故人の本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出のうえ、お問い合わせください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることが出来ます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 +600万円×法定相続人の数

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

MEMO

上尾市で相続にお困りなら 税理士法人キャンバスへ

相続の問題を安心・信頼のネットワークで解決します！

相続税の申告

相続の手続き

贈与相談



相続税や相続手続き、贈与に関するお悩みは
お気軽にご相談ください。

専門知識が豊富な税理士が

あなたを丁寧にサポートします。



税理士法人キャンバス

関東信越税理士会上尾支部所属

代表社員税理士 **越川 利明**

●ISO9001 認証取得

社員税理士 **山田 剛**

●認定経営革新等支援機関

●JAPHIC 認証取得(個人情報保護法)

お気軽にご相談ください

TEL.048-778-2585

提携先
東口
パーキング

上尾駅東口
徒歩2分

埼玉県上尾市上町1丁目1-15市川ビル5階



ホームページは
こちら



ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

こんな方
におすすめ
です

- ✓ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ✓ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ✓ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



🤝 わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT 1 専任コンサルタントの
手厚いサポート

POINT 2 ご紹介する専門家は
お住まいのエリアで安心

POINT 3 必要な手続きを
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎0120-487-413

受付時間
9時-17時(年中無休)

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証一部上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。
運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証一部コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

遺品の整理はお済みでしょうか？

🤝 安心できる遺品整理で解決！



POINT 1 選べる見積もり方法



訪問
ご自宅に訪問して



ビデオチャット
対面なしで安心



写真
写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！
LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料
無料

☎0120-964-850

受付時間 9時-17時(年中無休)

安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証一部上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証一部コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

(株)大塚がおすすめる 上尾市内 優良墓地ご案内

上尾市内おすすめ墓地

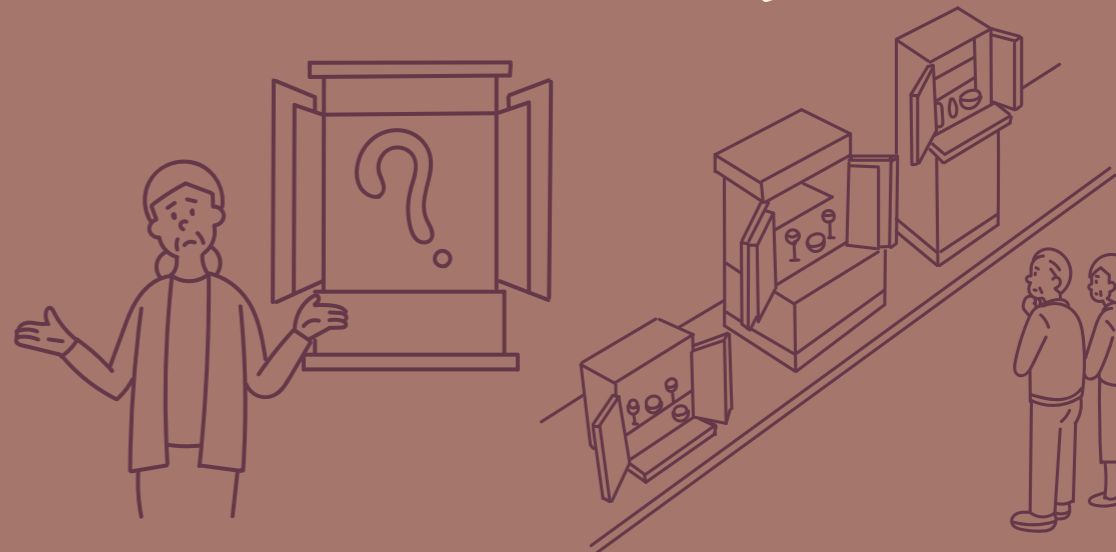
上尾霊園  上尾霊園 上尾市藤波1-156-15 管理事務所・休憩所・礼拝施設・水道施設・駐車場 埼玉大宮保第1731号地	新埼玉霊園  新埼玉霊園 上尾市原市117-2 管理事務所・休憩所・駐車場 大宮保第3-162号	メモリアルガーデン 大宮青山苑  メモリアルガーデン 大宮青山苑 上尾市大字瓦葺331-1番 管理事務所・駐車場 指令大宮保第3-84号
西上尾メモリアルガーデン  西上尾メモリアルガーデン 永代供養墓 上尾市領家443-2 管理事務所・休憩所・駐車場 第09-14号	初厳寺 浄光苑  初厳寺 浄光苑 浄光苑 上尾市瓦葺1043 本堂・庫裏・客殿・駐車場・トイレ・水道設備	少林寺 埼玉上尾浄苑  少林寺 埼玉上尾浄苑 埼玉上尾浄苑 上尾市西門前399 本堂・庫裏・客殿・駐車場・トイレ・水道設備

上尾市内寺院墓地

遍照院  上尾市上町1-6-6 本堂・庫裏・客殿・水道設備・駐車場	龍山院  上尾市大字上463 本堂・庫裏・客殿・水道設備・駐車場	蓮田聖地霊園  蓮田聖地霊園 蓮田市関戸484 管理事務所・休憩所・駐車場 環境第59号	桶川霊園  桶川霊園 桶川市小針家1204-1 管理事務所・休憩所・永代供養墓・駐車場 指令鴻保第2-97号
相頼寺  上尾市五番町14-2 本堂・庫裏・客殿・水道設備・駐車場	放光院  上尾市上尾下754 本堂・庫裏・客殿・水道設備・駐車場	メモリアルパーク 伊奈  メモリアルパーク 伊奈 伊奈町小針新館463 水場・手桶置場・集合塔立て・駐車場 環境第44号	鴻巣霊園  鴻巣霊園 鴻巣市糠田2594-1 管理事務所・休憩所・永代供養墓・駐車場 指令鴻第2-20号
馬蹄寺  上尾市大字平方2088 本堂・庫裏・客殿・水道設備・駐車場	この他にも優良墓地、永代供養墓がございます。	さきたま霊園  さきたま霊園 行田市渡柳1249-10 管理事務所・休憩所・法要室・駐車場 指令加保第5-140号	久喜清久霊園  久喜清久霊園 久喜市上清久163 管理事務所・休憩所・法要室・永代供養墓・駐車場 指令環第364号

ご自宅にお試し設置が出来ます

お仏壇 のプロが親切・ 丁寧にアドバイス いたします!



有限会社稲澤仏具店

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 2-301

[営業時間] 10:00 ~ 19:00

[定休日] 毎週火曜日

☎ 048-641-3272

Fax 048-729-7158

Mail inazawa-west@tbm.t-com.ne.jp

Web https://inazawa-butugu.com



お墓のご相談・ご質問・資料請求等、お気軽にご連絡ください。ホームページからもご質問・資料請求できます!

全優石 OHTSUKA 株式会社 **大塚** 0120-36-1217 (受付) 午前9時~午後5時 年中無休

お客様のご質問にスタッフが丁寧に
お応えします!
※携帯電話からも
繋がります。

ホームページへもアクセスしてください。

あなたのお住いのお近くの
霊園・寺院墓地情報が満載!

株式会社大塚 検索

地元上尾で
昭和13年創業
信頼と実績

本社(中山道沿い) コロナ対策も万全です。 霊石展示場 自社工場(国道17号沿い)

お気軽に
ご来店ください。

桶川駅入口
久保
久保西
久保東
久保南
久保北
久保西
久保東
久保南
久保北

桶川駅 JR高崎線
北上尾駅
上尾駅

桶川駅入口
久保
久保西
久保東
久保南
久保北

桶川駅 JR高崎線
北上尾駅
上尾駅

相続手続き丸ごと承ります

銀行預金等の
解約業務

不動産・車の
名義変更

遺産分割協議書

遺言書作成

相続不動産の
売却



- ◎事前予約により土日祝も対応可能
 - ◎ご依頼は御見積ご提示後のご検討でOK
 - ◎費用のお支払いは相続した財産の中からご精算
 - ◎家族信託・遺言書など、次に起こりうる相続や認知症に備えての対策も可能
- ※相続税については、信頼できる税理士をご紹介します。

当事務所の3つの安心ポイント

1

出張で相談に
伺います

2

初回相談無料

3

ワンストップ
サービス

司法書士法人
奏行政書士事務所



住所 〒362-0074
埼玉県上尾市春日二丁目2番2号
恵恒産ビル2A

JR高崎線 上尾駅より徒歩13分・北上尾駅より徒歩16分

☎ 048-856-9907

電話受付時間：平日9:00～18:00

ホームページは
こちらから



上尾市で相続税のことなら 高橋吉博 税理士事務所へ

相続に強い税理士があなたの話をじっくりお聞きします。
「おくやみハンドブックを見た」という方は、初回の面談相談が
無料ですので、お気軽にお問い合わせください!

相続税の申告手続きがわからない

相続税を最小限に抑えたい

税務署から「相続税」の
お知らせが届いた

相続税の調査が心配



一生に何度も経験されることのない相続手続きは
さまざまな事態に直面することになります

累計300件
以上の豊富な
相続税の
申告経験

提携する司法
書士などの
ワンストップ
サービス

1975年開業
地元上尾で46年
以上の実績

当事務所におまかせください

高橋吉博 税理士事務所

HPはこちらから



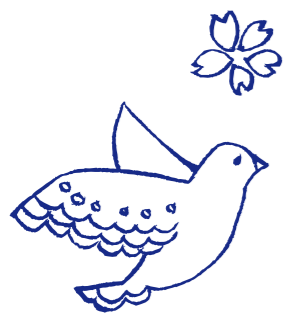
http://ageokeiei.com

☎ 048-722-1691

受付時間：平日8:00～18:00

〒362-0021 埼玉県上尾市原市4275番地1





相続



お手続きお任せください

相続の困ったを解決

戸籍の収集、遺産分割協議書作成、預貯金の解約、
自動車の名義変更、不動産の名義変更（提携司法書士）等
このようなことでお悩みではないですか？

何から始めればいいのかしら？

相続手続きはどこに頼めばいいの？

相続を得意とする行政書士が 相続手続きを全力でサポートします！

まかせて安心相続手続き・相続の安心窓口

相談無料

まずは、お悩みやお困りごとをお聞かせください。
必要なお手続き・最善の方法などアドバイスいたします。



安心のお会計

ご相談後に概算費用をお伝えし、ご依頼いただく
まで費用はかかりません。もちろんご相談のみでも
大丈夫です。

白幡行政書士事務所 相続・遺言サポートセンター

〒362-0001 埼玉県上尾市大字上1623番地

ご相談・お問い合わせこちら

048-782-9446

ご相談のみも
大歓迎です！



ご遺族のための「上尾市おくやみガイドセンター」

〈私たちの想い〉

私(40代・男性)の実母・義母は、どちらも夫を先に亡くしました。父の死後、
『どんな手続きがあって、どこに申請すればいいのか……。』『そもそも、誰に相談すれば
好いかが分からない』と途方に暮れる母の姿を見てきました。大切な人を亡くした悲しみの中、
終わりの見えない相続手続きに不安な日々をお過ごしている方々のお役に立ちたいと想い
【ご遺族のための「上尾市おくやみガイドセンター」】を立ち上げました。

故人様の
手続きの終わりが
見えない……

我が家の場合、
相続税はかかるの？
かからないの？

相続手続きが多すぎて、
専門家に相談したいけれど、
誰に相談すればいいの？

相続手続きごとに専門家に
相談しなくても、おくやみガイド
センターがワンストップで相談
に対応いたします！

『どんな相続手続きがあって、
いつまでに、どんな準備が必要
なのか』故人様の相続手続きの
全体像をお示しいたします！



コールセンター

相談者

相続税の
申告

遺産分割
の準備

相続財産の
名義変更

上尾市おくやみガイドセンターの専門家ネットワーク

葬儀社

税理士

司法書士

弁護士

行政書士

社会保険
労務士

ご相談の流れ

無料

電話での
受付

無料

電話・直接面談
によるご相談

有料

具体的な内容の
ご相談・相続
手続き業務

無料相談で
無事解決

まずはお不安なお気持ちをお聞かせ下さい
ご相談を頂いた皆様に相続手続きの種類・手続きの
全体像が判る一覧表を無料でご提供いたします。

～“上尾”からちょっと離れた“大宮”で、一定の距離感を保ったご相談を～
ご遺族のための「上尾市おくやみガイドセンター」

アクセスは
こちらから



運営会社



CWMコンサルティングファーム

株式会社CWM総合経営研究所 | 税理士法人CWM総研

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウイング4階
(JR大宮駅西口 徒歩4分 / 大宮ソニックシティの真裏のビルです)

コールセンターはCWM総研が担当いたします。

048-779-8891

些細な
ことでも
構いません

お墓のお悩み お聞かせください



自宅近くの
永代供養墓・樹木葬が
知りたい

維持費や管理の
手間のかからない
お墓が知りたい

今のお墓を「墓じまい」して、
永代供養墓に
改葬したい

これらのお悩みを解決します。お気軽にご相談ください。

エータイは累計 18,000 名以上にお墓を紹介する永代供養墓・樹木葬のスペシャリストです。年間管理費不要で供養・管理を寺院にお任せできる「管理の手間がない永代供養墓」をご紹介します。

※初回費用に永代供養料・全期間における管理費が含まれています

株式会社エータイ 首都圏60カ寺の樹木葬・永代供養墓をご案内

0120-19-9402

【通話料無料／受付時間9:00~18:00】

永代供養ドットネット 検索



〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21 JPRクレスト竹橋ビル3階【許可番号：第06-12】 ※お預かりした個人情報は、資料送付と連絡の目的以外には使用致しません。

上尾市「相頓寺」樹木葬・永代供養墓

お墓の跡継ぎがいなくても、寺院が永代にわたり供養する、墓守の負担が少ないお墓

原市駅

徒歩 5分

年間管理費不要

初回費用に永代供養料・全期間における管理費が含まれているので、家族に負担がかからずお墓をお持ちいただけます

お墓の維持・管理が楽

お掃除や管理の専任スタッフがおりますので、お墓の維持・管理を心配することなくお墓をご購入いただけます



2021年11月開苑

樹木葬 19.8 永代供養墓 11
合同墓 1名様 万円～ 合同墓 1名様 万円～
過去の宗旨・宗派不問 檀家になる必要はありません

相続税の申告は 私たち相続専門の税理士に お任せください!!



業界トップクラス
相続税の申告数

相続税の年間申告等件数
= 3,086件

※弊社調べ

※2020年10月～
2021年9月の
年間実績

業界最大規模全国 70 拠点以上⇒ **全国対応いたします**

相続の専門家との無料相談⇒ **弁護士・司法書士とも提携**

国税出身者多数在籍⇒ **税務調査に強い!**

初回面談無料 (個別相談)

この冊子
ご覧になった方に
今だけの特典!



相続の専門税理士として、
あなたにとって一番頼れる存在でありたい

初回面談(個別相談)をお申し込みいただきました方全員に、
相続のことが良くわかる『相続これで安心!』と、
読みものとしても楽しい『相続かるた』の小冊子をプレゼント!

社・本郷
相続キャラクター
こころん®

社・本郷 相続センター 大宮事務所
社・本郷 税理士法人

お問い合わせ・無料ご面談のお申し込み

さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 21階

<https://www.ht-tax.or.jp/sozoku-zeirishi/>



TEL. **048-650-5211**

[受付時間] 9:00 ~ 17:30 ※土日・祝日・年末年始除く

発行 上尾市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2022年4月作成

